|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 安全管理規程（ひな形） | 確認 | 作成要領 |
| 小規模航路事業者用安　全　管　理　規　程　（ひな形）令和　年　月　日○○○○株式会社目　　　　次第１章　総則第２章　経営の責任者の責務第３章　安全管理の組織第４章　安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名第５章　安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制第６章　安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限第７章　安全管理規程の変更第８章　運航計画、配船計画及び配乗計画第９章　運航の可否判断第10章　運航に必要な情報の収集及び伝達第11章　輸送に伴う作業の安全の確保第12章　輸送施設の点検整備第13章　海難その他の事故の処理第14章　安全に関する教育、訓練及び内部監査等第15章　雑則 |  | （注１）　安全統括管理者は運航管理者を兼務できるが、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位に位置づけられていない運航管理者は安全統括管理者を兼務できない。（注２）　船長が運航管理者を兼務している場合は、この作成要領と別表を参照して作成すること。 |
| 第１章　総則（目的）1. この規程は、経営の責任者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。
 | □ |  |
| （用語の意義）第２条　この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 用語 | 意義 |
| (1) | 経営の責任者 | 事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者 （最高経営責任者） |
| (2) | 安全管理体制 | 経営の責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態 |
| (3) | 安全方針 | 経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性 |
| (4) | 安全重点施策 | 安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策 |
| (5) | 安全統括管理者 | 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者 |
| (6) | 運航管理者 | 船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者 |
| (7) | 運航管理補助者 | 運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。） |
| (8) | 運航管理者代行 | 運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者 |
| (9) | 陸上作業員 | 陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者 |
| (10) | 船内作業員 | 船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者 |
| (11) | 運航計画 | 起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画 |
| (12) | 配船計画 | 運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画 |
| (13) | 配乗計画 | 乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画 |
| (14) | 発航 | 現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること |
| (15) | 基準経路 | 航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの |
| (16) | 基準航行 | 基準経路を基準速力により航行すること |
| (17) | 港内 | 港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。 |
| (18) | 入港 | 港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること |
| (19) | 運航 | 「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと |
| (20) | 反転 | 目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと |
| (21) | 気象・海象 | 風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離） |
| (22) | 運航基準図 | 航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項 を記載した図面 |
| (23) | 船舶上 | 船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。 |
| (24) | 陸上 | 船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。 |
| (25) | 危険物 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則第２条に定める危険物 |
| (26) | 陸上施設 | 岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設 |
| (27) | 車両 | 道路運送車両法第２条第１項に規定する「道路運送車両」 |
| (28) | 自動車 | 道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車であって、２輪のもの以外のもの |

 | □ | 第２条関係１　「副運航管理者」を置くこととしている場合は、一般航路用のひな形を参考として規定する。２　「(7)　運航管理補助者」営業所に勤務する運航管理補助者は、運航管理者の職務を補佐するほか営業所における陸上作業等を実施している場合が多いので、(2)のとおり規定する。３　「(9)　陸上作業員」及び「(10)　船内作業員」(1)　自動車航送を伴わない旅客船の場合は、(9)及び(10)中「又は車両」を削除する。(2)　営業所の陸上作業を運航管理補助者のみで行っている場合は「(9)」を、乗組員が１人又は極めて少数で特に規定しないでも作業遂行上支障がない場合は、「(10)」を規定する必要はない。４　「(11)　運航計画」通船の場合は寄港地がなく、観光船及び河川湖沼船の場合は寄港地がない場合が多いので、該当しない語句は削除する。また、通年運航する場合は「運航の時季」を、不定期船の場合は「発着時刻」を削除する等航路の実態に応じて規定する。５　「(12)　配船計画」多数の船舶を運航し、かつ、その営業形態から特定日の特定時刻便に船舶をあらかじめ特定することが困難な航路、例えば通船、川下り船、島巡り船等の場合は次のように規定することができる。「　旅客の需要に見合う配船、入渠、予備船の投入等に関する計画」６　「(13)　配乗計画」上記５のような場合は次のように規定することができる。「　乗組員の編成及び配員に関する計画」７　「(14)　発航」通船、河川湖沼船、観光船であって、目的港がない場合は、次のように規定する。「　現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること」８　「(17)　港内」(1)　港の実態に応じて規定してよい。例えば航路のすべての港が港則法に定める港の場合は「港則法に定める港の区域内」と規定する。(2)　 通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。９　「(18)　入港」入港の形態がない場合、例えば通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。また運航基準第４条において「入港の中止」に代えて「着岸の中止」として規定する場合も規定する必要はない。10　「(20)　反転」目的港がない場合、例えば観光周遊船、通船の場合は「目的の航行の継続を中止し、発航港（発航地点）に引返すこと」と規定する。11　「(21)　気象・海象」「河」の場合には「海象」を「水象」とし、水位を規定する必要がある場合は(20)の意義を「風速（・・・）、視程（・・・）、波高（・・・）及び水位」と規定する。12　「(22)　運航基準図」寄港地がない場合は「寄港地」を、不定期船の場合は「標準運航時刻」を削除する等実態に応じて規定する。13　「(26)　陸上施設」自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。「　岸壁（防舷設備を含む。）、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設」14　自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「(27)　車両」及び「(28)　自動車」を規定する必要はない。 |
| （運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）第３条　この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。２　船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。３　旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。４　事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。５　地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。 | □ | 第３条関係１　運航基準及び作業基準は、原則として航路ごとに作成することとなるが、航路の自然的性質、船舶の交通状況等から安全確保上支障がないと認められる場合は各航路を統合した基準を作成することは差し支えない。２　地震防災対策基準は、作成及び届出を義務付けるものではないが、地震防災対策上、作成することが望ましい。但し、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者であって、強化地域（大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第３条に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（大震法第６条第１項に規定する者を除く。）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝法」という。）第３条に基づき指定された地域をいう。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第５条第１項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）及び南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南トラ法」という。）第３条に基づき指定された地域をいう。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第５条第１項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い、発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該航路を対象として大震法第７条第１項若しくは第２項に基づく「地震防災応急計画」、日本海溝法第７条第１項若しくは第２項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」、南トラ法第７条第１項若しくは第２項に基づく「南海トラフ地震防災対策計画」を作成することが義務付けられており、本基準（例）に準拠して作成された基準は、これらの計画とみなされることとされている。３　自動車航送を伴わない旅客船の場合は、第３項中「車両の積込み、積付け及び陸揚げ」を削除する。４　強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあっては、第５項を次により規定するものとする。「５　地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第９条第１項に規定するものをいう。）が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。」 |
| 第２章　　経営の責任者の責務（経営の責任者の主体的関与）第４条　船舶による輸送の安全確保のため、経営の責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全管理体制を適切に運営する。(1)　関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底(2)　安全方針の設定(3)　安全重点施策の策定及び確実な実行(4)　重大な事故等に対する確実な対応(5)　安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること(6)　安全管理体制の見直し | □ |  |
| （経営の責任者の責務）第５条　経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。２　経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。 | □ |  |
| （安全方針）第６条　経営の責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。２　安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。(1)　関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則(2)　安全管理体制の継続的改善３　安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。４　安全方針は、必要に応じて見直しを行う。 | □ |  |
| （安全重点施策）第７条　安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。２　安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。３　安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。４　安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。 | □ |  |
| 第３章　　安全管理の組織（安全管理の組織）第８条　この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。（例）(1)　本社　　　　安全統括管理者　　１　人運航管理者　　　　１　人運航管理補助者　　若干人(2)　○○営業所　運航管理補助者　　若干人２　本社及び各営業所の担当する区域は、次のとおりとする。（例）(1)　本社　　 　○○岬沖～○○港～○○岬沖(2)　○○営業所　○○埼沖～○○港 | □ | 第８条関係１　事業者が複数の輸送事業を営んでいる場合、安全統括管理者は、輸送事業ごとに選任するのが通常と考えられるが、要件に適合する場合は、１人が兼務することとしても差し支えない。２　副運航管理者を置く場合は、一般航路用のひな形を参考として規定する（以下、この規程において同じ。）。３　運航管理補助者が１人の場合は第１項（例）中「若干人」を「１人」と規定して差し支えない。４　第２項において、本社が管理区域を有しない場合は、「本社及び」及び「(1)　本社○○～○○航路全域」を削除する。また比較的短距離航路の場合等で、本社が航路全域を管理しているような場合は、次のように規定することができる。「(1)　本社　　　　　○○～○○航路全域(2)　○○営業所　　○○港内(3)　○○営業所　　○○港内　　　　　」５　通船、河川湖沼船、観光船等の場合で本社が業務全般を管理し、営業所を設置していない場合は第２項を規定する必要はない。第１項（例）の「(2)」も削除する。６　運航管理者が営業所に置かれている場合は、第１項（例）中「本社」を「○○営業所」とする。７　運航管理者の補助者は、必ず選任すること。副運航管理者を選任している場合には、その補助者も選任すること。 |
| 第４章　　安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名（安全統括管理者の選任）第９条　経営の責任者は、海上運送法施行規則第７条の４の２に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。 | □ | 第９条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （運航管理者の選任）第10条　経営の責任者は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第７条の４の３に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。 | □ | 第10条関係運航を委託している場合には、運航管理者を受託事業者の職員から選任しても差し支えないが、安全管理規程の作成及び運航管理者の選任は、委託事業者が行うこと。 |
| （安全統括管理者及び運航管理者の解任）第11条　経営の責任者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。(1)　国土交通大臣の解任命令が出されたとき(2)　身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき(3)　安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき | □ | 第11条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （運航管理補助者の選任及び解任）第12条　経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。２　経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。 | □ | 第12条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （運航管理者代行の指名）第13条　運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。２　前項の場合において、運航管理者は２人以上の者を順位を付して指名することができる。 | □ | 第13条関係１　運航管理者が営業所に置かれている場合は、第１項中「本社」を「○○営業所」とする。２　本社の運航管理補助者が１人の場合は第２項を規定する必要はなく、第１項を「運航管理者は、本社の運航管理補助者を運航管理者代行に指名しておくものとする。」と規定する。将来の増員を考えてひな形のとおり規定しておくことは差し支えない。 |
| 第５章　　安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制（安全統括管理者の勤務体制）第14条　安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。２　安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営の責任者が職務を執るものとする。 | □ | 第14条関係ひな形のとおり規定する。 |
| （運航管理者の勤務体制）第15条　運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。２　運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。 | □ | 第15条関係運航管理者が営業所におかれている場合は、第１項中「本社」を「○○営業所」とする。 |
| （運航管理補助者の勤務体制）第16条　運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。 | □ | 第16条関係１　本条の前段（「運航管理補助者は・・・・・・勤務するものとする。」）を次のように規定してもよい。「　営業所に勤務する運航管理補助者は、当社の使用船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとする。」２　通船、河川湖沼船、観光船の場合で寄港地がなく、運航管理者が勤務するところで乗下船作業が行われているような場合は、本条を規定する必要はない。 |
| 第６章　　安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限（安全統括管理者の職務及び権限）第17条　安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。(1)　安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。(2)　安全管理体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営の責任者へ報告し、記録すること。(3)　関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 | □ | 第17条関係ひな形のとおり規定する。 |
| （運航管理者の職務及び権限）第18条　運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。(1)　この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般（当該業務の実施状況について、正確に記録し、備置き、保存することを含む。）を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。(2)　船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。(3)　運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。２　運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。 | □ | 第18条関係１　陸上作業員が居らず運航管理補助者のみで陸上作業を実施している場合は、第１項(3)の「及び陸上作業員」を削除する。２　船員法非適用船を使用している場合は、第２項中「法令に定める」を「従来の」とする。 |
| （運航管理補助者の職務）第19条　本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第２項の順位に従いその職務を代行するものとする。２　営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。(1)　陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督(2)　陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言(3)　陸上施設の点検及び整備(4)　乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知 | □ | 第19条関係１　運航管理者が営業所に置かれている場合は、第１項中「本社」を「○○営業所」とする。２　自動車航送を伴わない旅客船の場合は、第２項(1)中「指揮監督」を「実施」とし、第２項(2)を次のように規定する。 |
| 第７章　　安全管理規程の変更（安全管理規程の変更）第20条　安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。２　経営の責任者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。 | □ | 第20条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| 第８章　　運航計画、配船計画及び配乗計画（運航計画及び配船計画の作成及び改定）第21条　運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。２　第１項により作成又は改定された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から１年間保存すること。 | □ | 第21条関係河川湖沼船の場合は、次のように規定する。「　運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、○○河（○○湖）の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。」 |
| （配乗計画の作成及び改定）第22条　配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか、小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了しているか等について、その安全性を検討するものとする。２　第１項により作成又は改定された配乗計画は、計画が使用されなくなった日から１年間保存すること。 | □ | 第22条関係１　監督官庁等の指導又は業務の安全な遂行のために法定職員以外の乗組員を配乗させる場合はひな形のとおり規定し、そうでない場合は「並びに法定職員以外の乗組員」を削除して規定することができる。２　小型船舶を有しない場合は、第１項中「、小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了しているか」を削除する。 |
| （運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）第23条　運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前２条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。２　船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。３　第１項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から１年間保存すること。 | □ | 第23条関係第２項は、第８章が気象・海象の悪化による運航の中止を定めているのに対し、船舶の損傷、係留施設の破損等によって船舶の運航に支障を来した場合の運航の休止、寄港地抜港等を規定したものであり、通船及び河川湖沼船の場合は「陸上施設又は港湾」を「又は陸上施設」とし、寄港地がない場合は「寄港地変更」を削除する等航路の実態に応じて規定する。 |
| 第９章　　運航の可否判断（運航の可否判断）第24条　船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。２　船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。３　運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。４　第２項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。５　船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。６　運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。７　運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。 | □ | 第24条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （運航管理者の指示）第25条　運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。２　運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。 | □ | 第25条関係通船、河川湖沼船その他運航基準において「入港の中止」に代えて「着岸の中止」として規定している場合は、第２項中「入港」を「着岸」とする。 |
| 第26条　経営の責任者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。２　経営の責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。３　経営の責任者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。 | □ | 第26条関係ひな形のとおり規定する。 |
| （運航管理者の援助措置）第27条　運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。 | □ | 第27条関係航路沿いに臨時寄港する港がない場合及び無線設備がない場合は、規定する必要はない。 |
| （運航の可否判断等の記録）第28条　運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報を含む）、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記録された日から１年間保存しなければならない。 | □□ | 第28条関係ひな形のとおり規定する。 |
| 第10章　　運航に必要な情報の収集及び伝達（運航管理者の措置）第29条　運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。(1)　気象・海象に関する情報(2)　港内事情、航路の自然的性質(3)　陸上施設の状況(4)　水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報(5)　乗船した旅客数及び車両数(6)　営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数(7)　船舶の動静(8)　その他航行の安全の確保のために必要な事項 | □ | 第29条関係１　自動車航送を伴わない旅客船の場合には(5)及び(6)中「及び車両数」を削除する。２　河川湖沼船の場合には(2)は「○○川の状況」又は「○○湖の状況」とし、(4)及び(7)は削除する。 |
| （船長の措置）第30条　船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。(1)　発航前検査（点検）を終え出港するとき(2)　運航基準に定められた地点に達したとき(3)　入港したとき(4)　事故処理基準に定める事故が発生したとき(5)　運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき２　船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。(1)　気象・海象に関する情報(2)　航行中の水路の状況 | □ | 第30条関係１　船員法非適用船舶の場合は、第１項中「発航前検査」を「発航前点検」、「始業点検」等とする。２　第１項(2)の地点を定める必要がない場合（運航基準第10条参照）又は無線設備がない場合は、(2)を規定する必要はない。３　河川湖沼船の場合は、第２項(1)中「海象」を「水象」とする。 |
| （運航基準図）第31条　運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。２　運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。３　第１項により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から１年間保存すること。 | □ | 第31条関係船舶の形態、性能等から各船共通の運航基準図で支障がない場合は、第１項中「及び各船舶」を削除する。また航路が一つで各船共通の運航基準図を作成すればよい場合は、第１項中「各航路及び各船舶ごとに」を削除する。 |
| 第11章　　輸送に伴う作業の安全の確保　　　　　（作業体制）第32条　運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。２　運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。３　陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。４　作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。 | □ | 第32条関係１　自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定しないことができる。２　運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条を次のように規定する。「　第22条　運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。２　船長は、船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。３　運航管理補助者及び船内作業指揮者は、緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。４　作業員の具体的配置、船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。」 |
| （危険物等の取扱い）第33条　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。 | □ | 第33条関係その他の旅客の安全を害するおそれのある物品とは、刀剣、銃器、兵器、荷造りの不完全なもの、破損しやすいもの等をいう。 |
| （旅客の乗下船等）第34条　旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。 | □ | 第34条関係自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。「　旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。」 |
| （車両区域の立入制限）第35条　船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間（以下「航行中」という。以下同じ。）、次に掲げる自動車の運転者、同乗者又は監視人（以下、｢運転者等｣という。）以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。(1)　危険物積載車(2)　家畜等積載車（家畜、魚その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）(3)　ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）(4)　救急車、消防車、警察車両その他の自動車であって、船長が、車内に運転者等がとどまる必要があると認めたもの（やむを得ないと認めるときはエンジンの作動を認めるものとする。）。２　船長は、やむを得ず旅客（前項各号の運転者等を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。 | □ | 第35条関係１　自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。２　危険物積載車を搭載しないこととしている場合は、(1)は削除する。また短距離航路等のため(2)及び(3)の該当事例がない場合は、(2)及び(3)を規定する必要はない。(1)、(2)及び(3)を規定する必要がない場合は、本文中「次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の」を削除し、(1)、(2)及び(3)を削除する。 |
| （発航前点検）第36条　船長は、発航前に船舶及び乗組員の健康状態が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。２　発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、１年間保存すること。 | □ | 第36条関係１　船員法非適用船舶の場合は、同適用船舶に準じて点検個所、点検要領を定めた点検簿を作成し、同点検簿に従って発航前点検を行うよう規定する。２　「発航前点検」は「発航前検査」又は「始業点検」としても差し支えない。３　船員法非適用船舶の発航前点検の項目は、以下に掲載している「発航前検査記録簿」を参考とすること。<https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000050.html> |
| （船内巡視）第37条　船長は、別紙「船内巡視実施要領」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。２　船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。３　船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告するものとする。４　船内巡視を実施したときは、その結果を巡視記録簿に記録し、１年間保存すること。 | □ | 第37条関係１　ひな形は船員法に定める巡視制度が適用される船舶についての規定例である。２　上記巡視制度の適用のない船舶の場合は、次のように規定する。「　（船内点検）第37条　船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。２　ひな形の２のとおり規定する。３　船内点検員は、異常の有無を船長に報告するものとする。」３　上記２の船舶であって、通船等小型の船舶の場合は、次のように規定することができる。「　（船内点検）第37条　船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。」 |
| （旅客等の遵守すべき事項等の周知）第38条　運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。 | □ | 第38条関係船員法非適用船舶の場合は「法令及び」を削除する。 |
| （飲酒等の禁止）第39条　安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。２　乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が0.15㎎以上である間、当直を実施してはならない。３　船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が0.15㎎以上である間、当直を実施させてはならない。４　アルコール検査等を実施したときは、その結果を記録し、１年間保存すること。 | □ | 第39条関係１　「アルコール検知器を用いたアルコール検査体制」の確実な実施のため、社内規定等において、各事業者におけるアルコール検査の実施方法等について具体的に示したアルコール検査要領等を整備すること。２　アルコール検査要領等の作成にあたっては、以下に掲載している例を参考とすること。<https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000021.html> |
| 第12章　　輸送施設の点検整備　　　　　（船舶検査結果の確認）第40条　運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。 | □ | 第40条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （船舶の点検整備）第41条　船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日１回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。２　船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。３　船舶の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、１年間保存すること。 | □ | 第41条関係１　点検簿には点検者、点検個所等を定めておくものとする。２　船舶点検実施要領を定めている場合は、第１項を次のように規定する。「　船長は、船舶点検実施要領に基づいて船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等の点検を実施するものとする。」３　第36条を発航前点検としている場合は、第１項中「発航前検査」を「発航前点検」とする。 |
| （陸上施設の点検整備）第42条　運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日１回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。２　陸上施設の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、１年間保存すること。 | □□ | 第42条関係陸上施設点検簿には点検者、点検個所等を定めておくものとする。 |
| 第13章　　海難その他の事故の処理　　　　　（事故処理に当たっての基本的態度）第43条　事故の処理に当たっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。(1)　人命の安全の確保を最優先とすること。(2)　事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。(3)　事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。(4)　船長の対応措置に関する判断を尊重すること。(5)　陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。 | □ | 第43条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （船長のとるべき措置）第44条　船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。２　船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。 | □ | 第44条関係１　河川湖沼船の場合は、第１項中「海上保安官署等」を「警察官署等」とする。２　通信波の関係等により、船舶から直接、海上保安官署等へ連絡できない場合は、第１項中「この場合において・・・・・行わなければならない。」を削除してよい。３　無線設備がない場合は、第２項を次のように規定する。「２　船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。なお、電話（衛星・携帯）がある場合は、併せて「118番」（河川湖沼船の場合は「110番」）へ通報しなければならない。」 |
| （運航管理者のとるべき措置）第45条　運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。 | □ | 第45条関係事故の状況によっては非常対策本部を設置して対処することとしている場合は、一般航路用の規程（ひな形）を参考として規定する。 |
| （経営の責任者及び安全統括管理者のとるべき措置）第46条　安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営の責任者へ速報しなければならない。２　経営の責任者及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、運航再開前に適切な対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。 | □ | 第46条関係ひな形のとおり規定する。 |
| （事故の処理）第47条　事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。 | □ | 第47条関係事故の状況によっては非常対策本部を設置して対処することとしている場合は、一般航路用の規程（ひな形）を参考として規定する。 |
| （通信の優先処理）第48条　事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。 | □ | 第48条関係ひな形に準拠した内容を規定すること。 |
| （関係官署への報告）第49条　運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。 | □ | 第49条関係河川湖沼船の場合は「及び海上保安官署」を削除する。また、警察官署に事故報告をすることとなっている場合は「海上保安官署」を「警察官署」とする。 |
| （例１）（事故調査委員会）第50条　経営の責任者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。２　事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。（例２）（事故の原因等の調査）第50条　安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。 | □ | 第50条関係（例１）は、事故調査委員会を設置する場合の規定例、（例２）は比較的組織が小さく事故調査委員会を設置するまでもない場合の規定例である。 |
| 第14章　　安全に関する教育、訓練及び内部監査等（安全教育）第51条　安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項（避難港の活用に関する教育を含む。）について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。２　安全統括管理者及び運航管理者は、事故等が発生した場合は、遅滞なく、乗組員等に対し、事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。 | □□ | 第51条関係１　「○○部」は教育・研修担当部である。組織が小さく、運航管理者の所掌に教育・研修がある場合は「○○部と協力して」を削除する。２　避難港を設置していない場合は、第1項中「（避難港の活用に関する教育を含む。）」を削除する。 |
| （操練）第52条　船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。 | □ | 第52条関係船員法に定める操練が適用される場合の規定例である。 |
| （訓練）第53条　安全統括管理者及び運航管理者は、経営の責任者の支援を得て関係者とともに年１回以上事故処理及び避難港の活用に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。 | □ | 第53条関係避難港を設置していない場合は、第1項中「及び避難港の活用」を削除する。 |
| （記録）第54条　運航管理者は、前３条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録し、３年間保存すること。 | □ |  |
| （内部監査及び見直し）第55条　内部監査を行う者は、経営の責任者の支援を得て関係者とともに年１回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全管理体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。２　内部監査にあたっては、経営の責任者は、その重要性を社内に周知徹底する。３　内部監査を行うに際し、安全管理体制の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。４　内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し、３年間保存する。５　内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全管理体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。 | □ |  |
| 第15章　　雑則（安全管理規程等の備付け等）第56条　安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。２　安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。 | □ |  |
| （情報伝達）第57条　安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。２　輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営の責任者への直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。３　安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。４　安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。　(1)　輸送の安全に関する基本的な方針(2)　輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況(3)　安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む）(4)　安全統括管理者、運航管理者に係る情報（特定の個人を識別することができる情報を除く） ５　安全統括管理者は、毎事業年度の経過後１００日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等に報告する。(1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情　報(2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報６　安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分（輸送の安全の確保に関する命令等）を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。  | □ | 第57条関係第４項(1)～(4)により公表する情報は以下のとおり。(1) 輸送の安全に関する基本的な方針・第6条に基づく安全方針記載例) 関係法令の遵守と安全を最優先とする（箇条書き、簡潔な一文で述べることでも可）(2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況　　 ・第7条に基づく安全重点施策及びその達成状況記載例）○年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする　⇒達成状況：･･･(3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む）　　 ・第3条第1項に規定する各種基準を含む（企業情報及び個人情報等は除くことも可）(4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報記載例）　安全統括管理者：代表取締役 R○.○.○選任　　　　　　 運航管理者：○○課長　R○.○.○選任 |
| 附　則この規程は、令和　　年　　月　　日より実施する。 |  |  |

別表　船長が運航管理者である場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 条項 | 常時就航している船舶が複数の場合 | 常時就航している船舶が１隻の場合 |  |
| 第８条（安全管理の組織） | 第１項 | （例）(1)本社（○○丸）運航管理者（船長）１人 | 左に同じ |  |
| 第13条（運航管理者代行の指名） | 第１項 | 「運航管理者は、船長又は本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。」 | 「運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。」 |
| 第15条（運航管理者の勤務体制） | 第１項 | (1)「本社に勤務するものとし」を「○○丸に勤務し」とする。(2)乗船勤務の前後に本社で執務する場合は、上記を「本社又は○○丸に勤務し」とする。 | 第１項全文を次のように規定する。「運航管理者は、○○丸に勤務するものとする。」 |
| 第２項 | 「前項の連絡の不能」を「下船」とする。 | 左に同じ |
| 第16条（運航管理補助者の勤務体制） | (1)無線設備がある場合は第１項を次のように規定し、ひな形の規定を第２項とする。「本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務して運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。」 | (1)左に同じ |  |
|  | (2)無線設備がない場合かつ、船側連絡者側双方が携帯電話送受信圏外の場合は第１項を次のように規定し、ひな形の規定を第２項とする。「本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務しなければならない。」 | (2)左に同じ |  |
| 第18条（運航管理者の職務権限） | 第１項 |  | (2)中、「船長と協力して」を削除する。 |  |
| 第２項 |  | 削除する。 |
| 第20条（安全管理規程の変更） | 第１項 |  | 「船長の意見を聴取し」を削除する。 |
| 第23条（運航計画等の臨時変更） | 第２項 |  | 「船長及び運航管理者は協議により」を「運航管理者（船長）は」とする。 |
| 第24条（運航の可否判断） | 第２項第４項第５項 |  | 削除する。 |
| 第25条（運航管理者の指示） | 運航管理者（船長）は運航を中止する場合、安全統括管理者を経由して経営の責任者へ連絡しなければならない。 | 〃 |  |
| 第27条（運航管理者の援助措置） | 削除する。 | 〃 |
| 第29条（運航管理者の措置） |  | 本文を次のように規定する。「運航管理者は、次に掲げる事項を把握しておくものとする。」 |
| 第30条（船長の措置） |  | 削除する。 |
| 第31条（運航基準図） |  | 第１項を次のように規定する。「運航管理者は、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成しなければならない。」第２項を削除し、第３項を第２項とする。 |
|  |  |  |  |
| 第38条（旅客等の遵守すべき事項等の周知） |  | 「運航管理者及び船長」を「運航管理者（船長）」とする。 |
| 第40条（船舶検査結果の確認） |  | 削除する。 |
| 第41条（船舶の点検整備） | 第２項 |  | 「その概要を運航管理者に報告するとともに」を削除する。 |  |
| 第44条（船長のとるべき措置） | 第１項 |  | 「運航管理者」を「本社」又は「本社の運航管理補助者」とする。 |
| 第52条（操練） |  | 削除する。 |  |

（注）　常時就航している船舶が１隻の場合、条文中「運航管理者は、・・・」を「船長は、・・・」としても支障ない場合があるが、運航管理者の職務権限と船長の職務権限を明確にすると

いう見地から上記のとおり例示したものである。

※　港内通船又は河川、湖沼等における渡船等、極めて短距離の航路において、対岸までの距離が300ｍ未満である等、中止条件の下限を300ｍとすることが適当でないと認められるものについては、適宜、これを下回る値として差しつかえない。

※　ホバークラフト、水中翼船及び高速艇（ホバークラフト及び水中翼船以外の総トン数300トン以下の船舶であって、航海速力が22ノット以上のものをいう。）にあっては、上記にかかわらず次によるものとす

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 発航の中止 | 基準航行の中止 | 入港の中止 |
|  | 港内の視程 | 近接海域の視程（予想視程を含む。） | 適切な措置をとり始めるべき視程 | 機関の停止等抜本的な措置をとり始めるべき特定海域の指定 | 港内の視程 |
| ホバークラフト | 1,000m以上の数値を定めるものとする。 | 800m以上の数値を定めるものとする。 | 1,000m以上の数値を定めるものとする。 | 800m以上の数値を定めるものとする。 | 1,000m以上の数値を定めるものとする。 |
| 水中翼船 | 800m　〃 | 500m　〃 | 800m　〃 | 500m　〃 | 800m　〃 |
| 高速艇 | 500m　〃 | 300m　〃 | 500m　〃 | 300m　〃 | 500m　〃 |